2017 年 3 月 15 日　全 13 頁

法律･制度 Monthly Review 2017.2

法律･制度の新しい動き

金融調査部　研究員
小林　章子

[要約]

- 2 月の法律・制度に関する主な出来事と、2 月に金融調査部制度調査課が作成･公表したレポート等を一覧にまとめた。

- 2 月は、税制改正法案が国会に提出されたこと（3 日・7 日）、東証の決算短信・四半期決算短信の作成要領等が改定されたこと（10 日）、私募債の取扱いに関する日証協規則が制定されたこと（14 日）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」が公表されたこと（28 日）などが話題となった。

- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

≪　目　次　≫

○2 月の法律・制度レポート一覧 …… 2
○2 月の法律・制度に関する主な出来事 …… 2
○3 月以後の法律・制度の施行スケジュール …… 3
○今月のトピック
　組織再編税制の見直し …… 5
○レポート要約集 …… 12
○2 月の新聞・雑誌記事・TV 等 …… 13
○2 月のウェブ掲載コンテンツ …… 13

大和証券グループ　株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウノースタワー
このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研の親会社である㈱大和総研ホールディングスと大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

◇2 月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
21 日	法律･制度 Monthly Review 2017.1 ～法律･制度の新しい動き～	小林　章子	その他法律	11
23 日	フェア・ディスクロージャーの論点 ～FD ルールの何がどう影響するのか？～	横山　淳	金融商品取引法	34
	組織再編税制の見直し ～合併･株式交換によるスクイーズアウトが適格組織再編成になり得ることに～	金本　悠希	税制	19

◇2 月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1 日	◇金融安定理事会（FSB）、市中協議文書「清算機関の破綻処理及び破綻処理計画に係るガイダンス」等を公表（コメント期限は 3 月 13 日まで）。
3 日	◇金融庁の「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」、第 1 回会合を開催（座長は神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）。 ◇全国株懇連合会、定款・株式取扱規程の変更案を公表。定時株主総会の議決権の基準日を決算日以降の日に設定する場合の定款内容を含む複数の記載例を示す。 ◇所得税法等の一部改正法案が国会に提出（2017 年度税制改正関連）。 ◇IFRS 財団モニタリング・ボード、新議長の選出を公表。金融庁の金融国際審議官氷見野良三氏の後任として、証券監督者国際機構（IOSCO）副議長でベルギー金融サービス市場局委員長の Jean-Paul Servais 氏が就任。 ◇トランプ米大統領、金融規制における中核的な原則に関する大統領令に署名。ドッド＝フランク法の見直しを含む金融規制改革を命じる内容。
6 日	◇金融庁、財務諸表等規則の改正府令案を公表（意見提出期限は 3 月 7 日まで）。
7 日	◇地方税法等の一部改正法案が国会に提出される（2017 年度税制改正関連）。
8 日	◇IOSCO、Fintech に関する調査報告書を公表。
9 日	◇法制審議会、「会社法制（企業統治等関係）部会」の新設を決定。株主総会に関する手続の合理化、役員インセンティブ報酬の規律整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役の設置義務付け等について検討される予定。 ◇日本証券業協会（日証協）、社債の取引情報の発表制度の対象となる社債について、複数格付け（社債または発行体）の取得要件を撤廃する旨を公表。
10 日	◇東京証券取引所（東証）、決算短信・四半期決算短信の作成要領等を改定。2017 年 3 月末以後に終了する連結会計年度の決算に係る決算短信等から適用される（早期適用は不可）。
14 日	◇金融庁、企業内容等開示府令を改正。決算短信に記載されている「経営方針」について有価証券報告書の記載内容とするもの（平成 29 年 3 月 31 日以後終了事業年度に係る有価証券報告書及び同事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書から適用）。また、国内募集と並行して行われる海外募集に係る臨時報告書について、提出不要となる場合を定める。 ◇日証協、私募債の取扱い等に関する規則を制定。社債の発行者の審査、モニタリング及び顧客への情報提供等について規定するもの。

15 日	◇日証協、私募債の募集等に関する協会員の処分及び勧告を公表。
16 日	◇英国財務報告評議会（FRC）、コーポレートガバナンス・コードの抜本的な改革に向けた検討計画を公表。
17 日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正案を公表（意見提出期限は 3 月 21 日まで）。バーゼルⅢに係るカウンター・シクリカル・バッファーに関する改正。
21 日	◇東証及び経済産業省、「健康経営銘柄 2017」を選定。
22 日	◇日本公認会計士協会、「株式会社東京証券取引所の決算短信・四半期決算短信の記載事項の見直しについて（決算短信・四半期決算短信に監査及び四半期レビューが不要であることの明確化）」を公表。
23 日	◇日証協、国債取引の決済期間 T+1 化等の実施予定日を平成 30 年 5 月 1 日（約定分）とする旨を公表。 ◇日証協、「PTS 信用取引検討会」の第 1 回会合を開催（座長は大崎貞和・野村総合研究所未来創発センター主席研究員）。
24 日	◇金融庁、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」の第 1 回会合を開催（座長は米澤康博・早稲田大学大学院経営管理研究科教授）。 ◇トランプ米大統領、規制改革アジェンダの実施に関する大統領令に署名。
27 日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭 FX 取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。 ◇外務省、パナマ共和国との租税情報交換協定を告示（発効は 3 月 12 日）。
28 日	◇金融庁、2017 年版 EDINET タクソノミ等を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。 ◇BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）と IOSCO 代表理事会、テクニカル・ガイダンス「固有取引識別子（UTI）の調和」を公表。

◇3 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017 年 (H29)	3 月 1 日	◇改正個人情報保護法について、オプトアウトによる第三者提供に関する個人情報保護委員会への届出が開始。
	3 月 15 日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	3 月下旬	◇平成 29 年度改正税法が成立見込み。
	4 月 1 日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 60%→55%）。 ◇役員給与課税の改正（2017 年 10 月 1 日適用開始のもの以外）が適用（予定）。 ◇スピンオフ税制の見直し（予定）。
	4 月	◇FinTech 対応を含む銀行法等の一部改正法が施行（予定）。仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など。
	5 月 30 日	◇改正個人情報保護法、全面施行。 ◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携が可能に。
	6 月 3 日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7 月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	8 月 1 日	◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。
	10 月 1 日	◇NISA の第 2 期勘定設定期間（平成 30 年～35 年）における口座開設申込手続が開始。この日までに既存 NISA 口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第 2 期の申込みが行われる。

2017 年 (H29)	10 月 1 日	◇役員給与課税の改正（退職給与･譲渡制限付株式･新株予約権に係る部分）が適用（予定）。
	10 月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018 年 (H30)	1 月 1 日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISA の第 2 期勘定設定期間が開始。 ◇積立 NISA が開始（予定）。 ◇配偶者控除･配偶者特別控除の見直し（予定）。
	4 月 1 日	◇(2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より)法人税率が 23.4%から 23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9 年→10 年）。 ◇（外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用（予定）。
	10 月 1 日	◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12 月 31 日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISA の初年度（2014 年分）投資枠について、5 年間の非課税保有期間が満了。
2019 年 (H31)	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10 月 1 日	◇消費税率が 8%から 10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が 4.4%から 10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020 年 (H32)	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。
2021 年 (H33)	3 月 31 日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。
	12 月 31 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023 年 (H35)	10 月 1 日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、2 月 28 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として 3 月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

組織再編税制の見直し

～合併･株式交換によるスクイーズアウトが適格組織再編成になり得ることに～

2017 年 2 月 23 日　金本　悠希

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170223_011752.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1　組織再編成の適格要件

	企業グループ内の組織再編成	共同事業を営むための組織再編成
適格要件	○100%関係の法人間で行う組織再編成 ・100%関係の継続 ○50%超関係の法人間で行う組織再編成 ①50%超関係の継続 ②主要な資産･負債の移転 ③移転事業従事者の概ね 80%が移転先事業に従事（株式交換･株式移転の場合は完全子法人の従業者の継続従事） ④移転事業の継続（株式交換･株式移転の場合は完全子法人の事業の継続）	①事業の関連性があること ②（イ）事業規模（売上、従業員、資本金等）が概ね 5 倍以内　又は （ロ）特定役員への就任（株式交換･株式移転の場合は完全子法人の特定役員の継続） ③左の②～④ ④移転対価である株式の継続保有（株主） ⑤完全親子関係の継続（株式交換･株式移転のみ）

（出所）財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/218.htm）

図表 2　組織再編成における株主に対する課税

適格組織再編成		課税なし
非適格組織再編成	合併法人等の株式のみの交付を受けた場合（※）	みなし配当課税
	金銭その他の資産の交付を受けた場合	みなし配当課税、株式譲渡損益課税

（※）合併法人等の 100%親法人の株式のみの交付を受けた場合を含む。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3　新設分割型分割によるスピンオフ

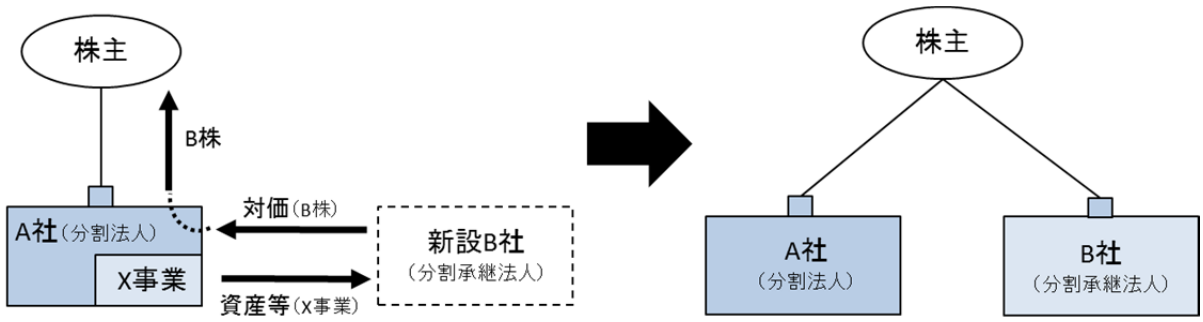

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4　分割型分割の課税上の扱い

	分割法人（A 社）	分割承継法人（B 社）	分割法人（A 社）の株主
非適格分割型分割	譲渡損益を計上（※1）	課税なし	みなし配当課税（※2）
適格分割型分割	課税なし（※3）	課税なし	課税なし

（※1）資産等（X 事業）を時価で譲渡したとした場合の譲渡損益を計上する。
（※2）B 株以外の資産を交付された場合は、（X 事業を譲渡したとみなして）A 株についての株式譲渡損益の計上も行う。
（※3）資産等（X 事業）の帳簿価額を引継ぐ（課税繰延）。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5　新設分割型分割タイプのスピンオフの適格要件（及び現行の適格要件）

大綱の適格要件	(参考)現行の共同事業を営むための適格分割型分割の適格要件
①分割に伴って、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものであること	(1)分割に伴って、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人株式のみ（又は分割承継親法人株式のみ）が交付されるものであること
②分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること	
③分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること	(2)分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
④分割法人の分割事業の従業者のおおむね 80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること	(3)分割法人の分割事業の従業者のおおむね 80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること
⑤分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること	(4)分割法人の分割事業（※1）が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること
⑥分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員（※2）となることが見込まれていること	(5)以下のいずれかを満たすこと ・分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員のいずれかとが分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること ・分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業のそれぞれの売上、従業者数等の割合が、おおむね 5 倍を超えないこと
	(6)分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業とが相互に関連するものであること
	(7)以下の者が有する分割法人株式が発行済株式の 80%以上であること（分割法人の株主数が 50 人未満の場合のみ適用） ・分割法人の株主等で、交付を受ける分割承継法人株式（又は分割承継親法人株式）の全部を継続して保有することが見込まれる者 ・分割承継法人 ・他の分割法人

（※1）分割承継法人の分割承継事業と関連する事業に限る。
（※2）社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者（法令第 4 条の 3 第 4 項第 2 号）。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6　100%子法人株式全部の現物分配によるスピンオフ

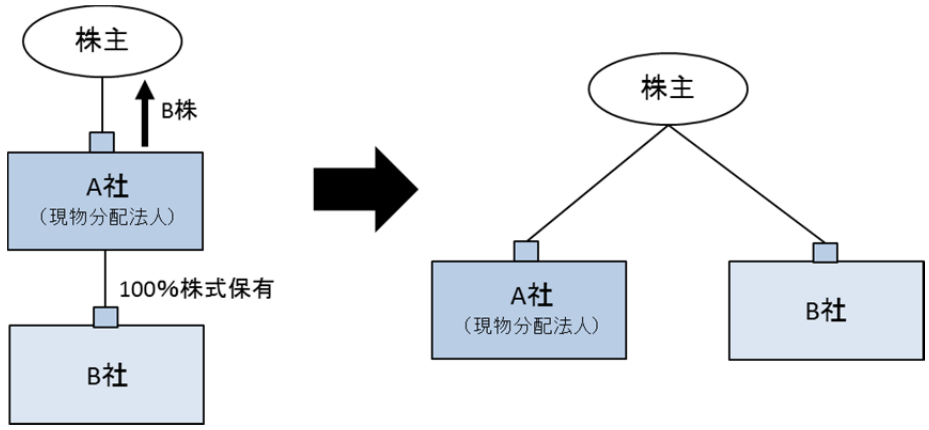

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7　現物分配の課税上の扱い

	現物分配法人（A 社）	現物分配資産（B 株）	被現物分配法人（A 社株主）
非適格現物分配	譲渡損益を計上（※1）	課税なし	（みなし）配当課税（※2）
適格現物分配	課税なし（※3）	課税なし	課税なし（※4）

（※1）資産（B 株）を時価で譲渡したとした場合の譲渡損益を計上する。
（※2）利益剰余金を原資とする場合、資産の時価相当額が配当課税（資本の払い戻し･解散による残余財産の分配により資産の交付を受けた場合、みなし配当課税）の対象となる（受取配当の益金不算入の適用あり）。また、交付を受けた資産が金銭その他の資産だった場合は、A 株の譲渡があったものとして株式譲渡損益の計上も行う。
（※3）資産（B 株）を帳簿価額で譲渡したものとする。
（※4）資産（B 株）の帳簿価額を引継ぐ（課税繰延）。適格現物分配において資産の移転を受けたことにより生ずる収益は益金に算入されない。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 8　単独新設分社型分割及び現物分配の 2 段階でのスピンオフ

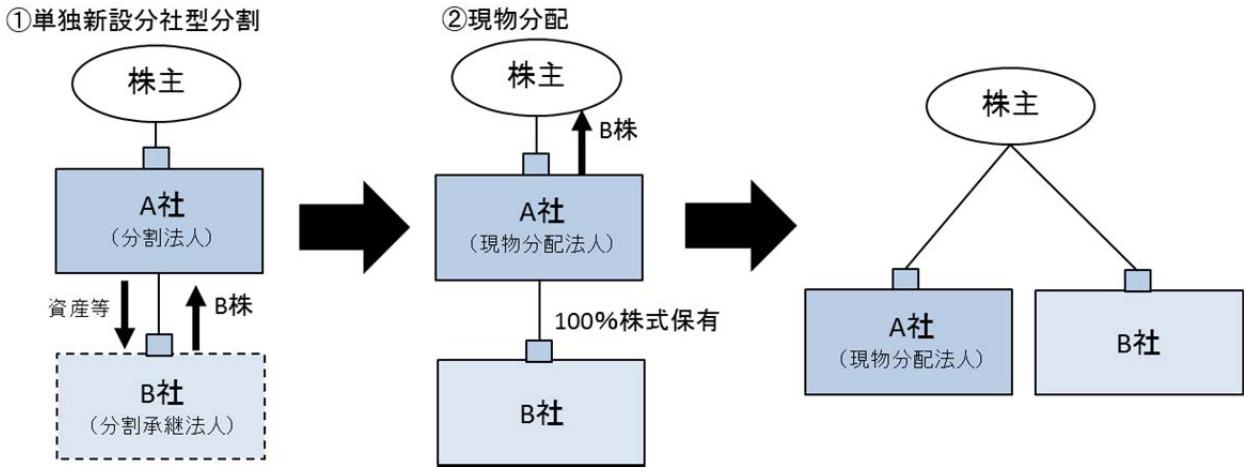

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9　スクイーズアウトのイメージ

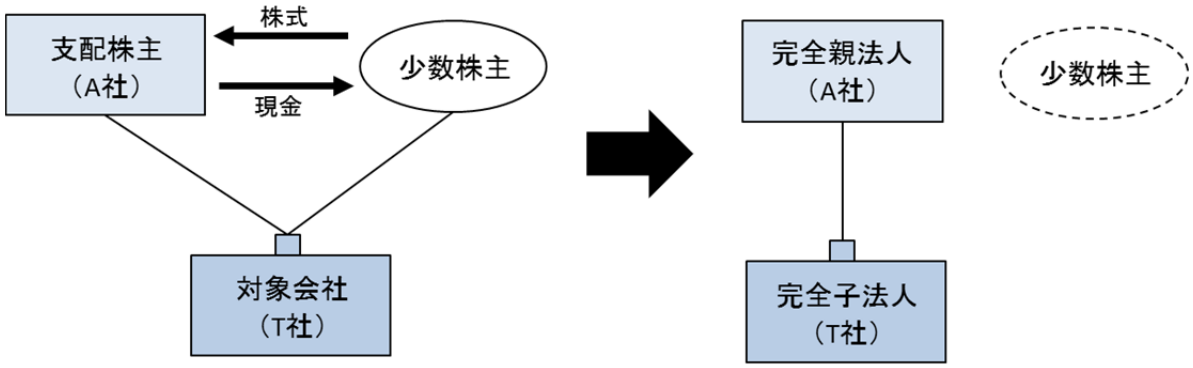

（注）対象会社が少数株主から株式を取得する場合もあり得る。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10　スクイーズアウトの手法

手法	概要
①株式売渡請求	90%以上の議決権を有する株主が、他の全ての株主に対して現金を対価として株式を売り渡すよう請求する。
②株式併合	(ⅰ)複数の株式を 1 株に統合（株式併合）し、他の全ての少数株主の保有株式を 1 株未満（端数）とする。 (ⅱ)支配株主（※1）が、少数株主から端数株式を現金を対価として取得する。
③全部取得条項付株式	(ⅰ)発行済株式を全部取得条項付種類株式（※2）に変更する。 (ⅱ)対象会社が全株主から全部取得条項付種類株式を取得する。その対価として、少数株主の株式が端数となる新株を交付する。 (ⅲ)支配株主（※1）が、少数株主から端数株式を現金を対価として取得する。

（※1）対象会社が端数株式を取得する方法も考えられる。
（※2）会社が、一定の事由が生じたことを条件として、全て取得することができる種類株式。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11　完全子法人化した場合の対象会社に対する課税の見直し

手法	適格	非適格
株式交換	課税なし	以下の資産について時価評価損益を計上 —固定資産、土地（※1）、有価証券（※2）、金銭債権、繰延資産 （注）含み益が 1,000 万円（※3）未満である資産等は除く

以下の手法を利用して完全子法人化した場合を追加（※4）
①全部取得条項付種類株式の端数処理
②株式併合の端数処理
③株式売渡請求

（※1）土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。
（※2）売買目的有価証券･償還有価証券を除く。
（※3）資本金等の額の 50%が 1,000 万円未満の場合は、資本金等の額。
（※4）これらの手法が適格要件を満たすか否かは、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件について判定する。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12　連結グループへ加入した完全子法人等の扱いの見直し

原則	①一定の資産の時価評価損益を計上 ②欠損金の一部を切り捨て
例外 —適格株式交換による完全子法人等	①一定の資産の時価評価の対象外 ②欠損金は連結納税における繰越控除の対象 （注）個別所得金額が限度

以下の手法を利用して完全子法人化した場合で、適格要件（※）を満たす場合を追加
①全部取得条項付種類株式の端数処理
②株式併合の端数処理
③株式売渡請求

（※）企業グループ内の株式交換と同様の適格要件。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 13　時価評価の対象外となる資産の追加

対象となる制度	時価評価対象資産	時価評価の対象外となる資産
①非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度 ②連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度	①固定資産 ②土地（※1） ③有価証券（※2） ④金銭債権 ⑤繰延資産	含み益が 1,000 万円（※3）未満である資産等

帳簿価額が 1,000 万円未満の資産を追加

（※1）土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。
（※2）売買目的有価証券･償還有価証券を除く。
（※3）資本金等の額の 50%が 1,000 万円未満の場合はその額。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 14　吸収合併･株式交換における金銭等不交付要件の適用の見直し

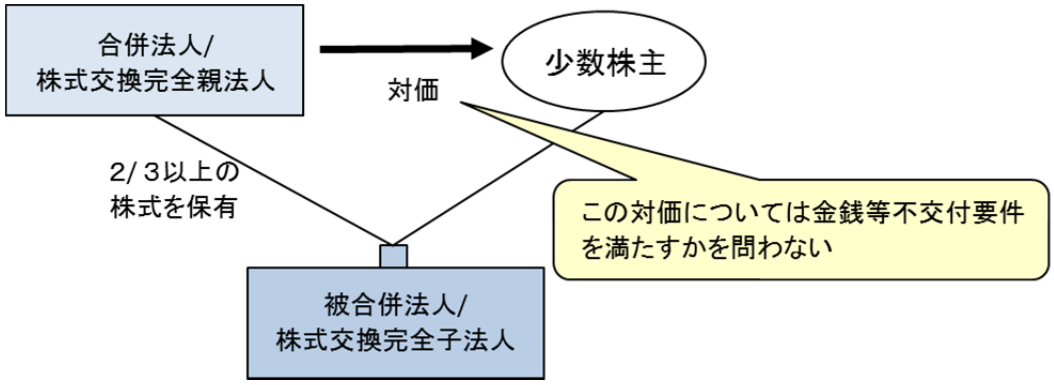

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 15　全部取得条項付株式を利用したスクイーズアウトの少数株主に対する課税の見直し

少数株主の対応	課税上の扱い（現行制度）
①定款変更反対株主	譲渡損益課税＋みなし配当
②取得価格決定申立株主	譲渡損益課税
③争わない株主	譲渡損益課税

一定の場合（※）はみなし配当なし

（※）買取請求が、株主がその全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項を知った後に行った場合で、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなる場合に行った場合。
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 16　企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件の見直し

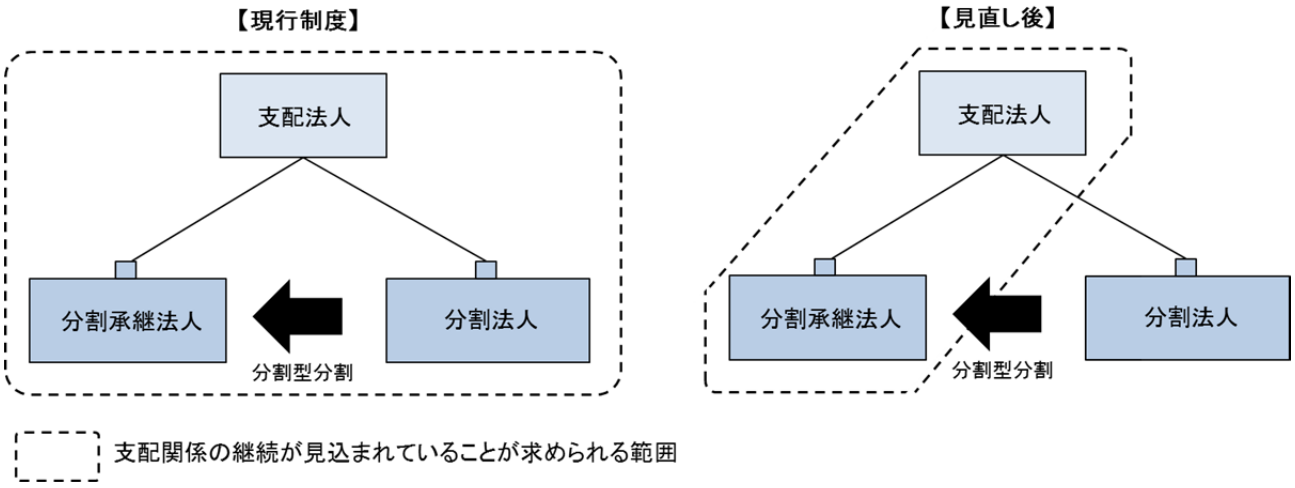

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 17　欠損金額の引継ぎ制限等と特定資産譲渡等損失額の損金不算入のイメージ

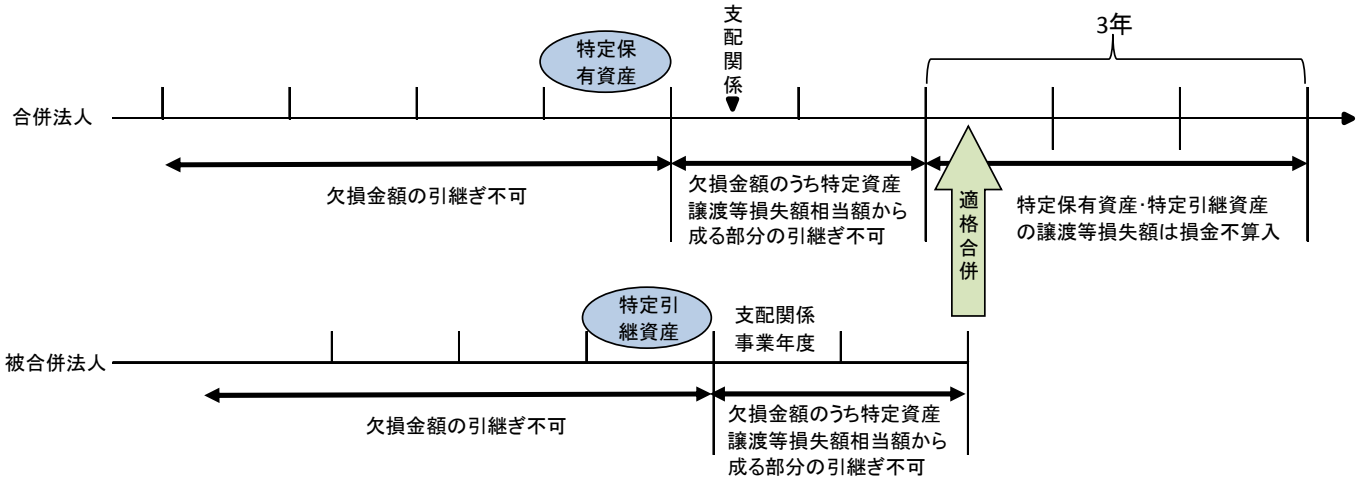

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【21 日】

法律･制度 Monthly Review 2017.1
～法律･制度の新しい動き～

1 月の法律・制度に関する主な出来事と、1 月に金融調査部制度調査課が作成･公表したレポート等を一覧にまとめた。

1 月は、バーゼルⅢ見直しの最終化の延期が公表されたこと（3 日）、マイナポータルの利用が開始されたこと（16 日）、フィデューシャリー・デューティーに関する原則案が公表されたこと（19 日）、第 193 回通常国会が召集されたこと（20 日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170221_011745.html

【23 日】

フェア・ディスクロージャーの論点
～FD ルールの何がどう影響するのか？～

わが国におけるフェア・ディスクロージャー・ルールの導入を巡って、2016 年 10 月 21 日から金融審議会「市場ワーキング・グループ」の下に設置された「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」で本格的な議論がスタートした。12 月 7 日にはタスクフォース報告が金融審議会「市場ワーキング・グループ」に報告された。

フェア・ディスクロージャー・ルールをわが国に導入するに当たっては、規制対象となる情報受領者（市場関係者か、第三者全般か？）、規制対象となる情報の範囲（インサイダー取引規制上の重要事実、適時開示事項、法人関係情報…）、情報の公表手続（自社ウェブサイトでの公表の可否）、規制の枠組み（法令上の規制か、自主規制か？）など様々な論点がある。

本レポートでは、タスクフォース報告の提言を踏まえて、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に伴う論点を整理してみた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170223_011751.html

組織再編税制の見直し
～合併･株式交換によるスクイーズアウトが適格組織再編成になり得ることに～

2 月 3 日、法人税法等の改正案が公表された。昨年末公表された税制改正大綱を踏まえ、組織再編税制の見直しが盛り込まれている。スピンオフに関する税制上の手当てがなされたほか、スクイーズアウトを実施しやすくする見直しが含まれており、実務的に非常に重要な改正である。

スピンオフとは、特定事業を切り出して独立の会社とする組織再編成の手法である。現行制度では適格要件を満たさず事業を切り出す会社に課税がなされるが、新設分割型分割、完全子会社株式の現物分配等を利用したスピンオフが適格要件を満たし得るよう、適格要件の見直しが行われている。

スクイーズアウトとは、対象会社を完全子法人化するため、現金を対価として少数株主から株式を強制的に取得する行為である。実務上、全部取得条項付株式等を利用して行う方法が一般的である。現行制度ではこれらの方法による場合、対象会社に対する課税は生じないが、これらの手法による場合も、株式交換と同様に組織再編税制の一環として位置づけ、適格要件を満たさない場合は対象会社に対して課税がなされる等の見直しが行われている。

さらに、合併･株式交換によるスクイーズアウトを行いやすくする見直しも行っている。現行制度では、現金対価の合併･株式交換は適格要件を満たさず対象会社に対して課税がなされるが、合併法人等が対象会社の 2/3 以上の株式を保有する場合、現金合併等が適格要件を満たし得るように適格要件が見直されている。

その他、適格要件（企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件･共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件）の見直し等が行われている。

施行時期は、スクイーズアウト関連の見直し･適格要件の見直しについては、平成 29 年 10 月 1 日以後の組織再編成について適用される。それ以外の見直し（スピンオフ等）については、平成 29 年 4 月 1 日以後の組織再編成について適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170223_011752.html

◇2 月の新聞･雑誌記事･TV 等

掲載誌名等･日付	タイトル等	担当者
日経ヴェリタス （2 月 12 日付）	上場株式等の住民税の課税方式の 実質見直しについて	是枝　俊悟
週刊金融財政事情 （2 月 13 日号）	【特集】詳細解説！2017 年度税制改正 NISA～「積立 NISA」を新たに導入、 ロールオーバー限度額も撤廃～	是枝　俊悟
週刊金融財政事情 （2 月 13 日号）	【特集】詳細解説！2017 年度税制改正 消費課税～仮想通貨の譲渡に係る消費税が 非課税扱いに～	小林　章子
Financial Adviser （3 月号）	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.24― 2017 年度に実施の可能性がある 社会保障制度改革	小林　章子
月刊金融ジャーナル （3 月号）	預貯金の遺産分割に関する 最高裁決定についてコメント	小林　章子

◇2 月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
2 月 15 日 掲載	コラム：″バーゼルⅣ″の合意延期、争点は？ http://www.dir.co.jp/library/column/20170215_011702.html	鈴木　利光
2 月 23 日 掲載	コラム：金融所得税率引上げは大衆増税 http://www.dir.co.jp/library/column/20170223_011746.html	吉井　一洋